

北常三島町交差点交通安全方策検討委員会規約（案）

第1条. 目的

北常三島町交差点交通安全方策検討委員会（以下、検討委員会）は、県内でも交通事故が多発している事故危険箇所の一つである一般国道11号北常三島町交差点（徳島市北常三島町）の改善を図るための交通安全方策を検討する目的で設置する市民参加型の委員会である。検討委員会の目標は、現状の課題について共通認識に基づき、主として平成18年度に実施する交通事故を抑制させる方策の他、短期的に実現可能な利用者の利便性を改善できる方策について、国土交通省に対し、平成17年11月までに提言のとりまとめを行うことである。ただし提言の進行が遅れた場合は、提言のとりまとめが完了するまで期間を延長するものとする。

第2条. 参加者

1. 委員の委嘱

検討委員会の委員は、国土交通省徳島河川国道事務所により委嘱される。委員は別表に定める。新たな委員の委嘱が必要であると検討委員会が決定した場合、検討委員会は国土交通省に対し、新たな委員の委嘱を要請することができる。

2. 委員の役割

委員は以下に示す役割を担う。

- ・ 検討委員会における議論を円滑なものとするため、各委員はすべての会議に出席することを原則とする。
- ・ 議論を効率的に運営するため、各委員は、事前に送付される資料を会議までに確認する。
- ・ 何らかの事情により出席できない場合は、委員が指定する代理人に出席してもらうことができる。代理人による出席も不可能な場合は、運営者に対して事前に連絡するとともに、後日、運営者より送付される会議の要約を確認し、欠席する委員は書面にて参考意見の提出を行うこともできる。
- ・ 各委員は、個人的意見ではなく、検討委員会における自らの役割を踏まえた上で、その意見をわかりやすく表現するとともに、自らの意見を他の委員が理解できるよう最大限努力する。
- ・ 特定の組織の代表者もしくは複数組織の代表者として出席している委員は、必要に応じ、検討委員会における議論および決定について自らが代表する組織に対し、継続的に情報提供を行う。
- ・ 委員会で入手した情報は委員会の進行に関わる目的以外には使用しない。

3. 代理人の役割

代理人は以下に示す役割を担う。

- ・ 委員の代理として発言する。
- ・ 事前に委員と十分に協議し、議事録および資料を確認することで検討の経緯について理解した上で会議に出席する。

4. 技術検討チームの役割

技術検討チームは以下の役割を担う。

- ・ 特定の利害関係者に与することなく、第三者的立場から、自らが有する情報及びそ

れに基づく見解を、委員及びその代理人からの依頼に基づき表明する。

- ・ 将来予測の結果を説明する場合、予測に用いた仮定及びモデルを同時に説明する。

5. 運営者の役割

検討委員会の運営者は（第三者機関の名称）に置く。第三者機関は、特定の委員の意見に与ることなく、第三者としての立場から検討委員会の運営を行う。運営者は以下の作業を行う。

- ・ 全体会合および専門部会、すべての会合の議事次第を用意する。
- ・ 司会として議論の進行を支援する「ファシリテーション」を行う。
- ・ 全体会合および専門部会、すべての会合の議事を記録し、要約の素案を作成し、委員及び関係者配布し、次回会合において委員及び代理人により内容の確認を受けた後、所定の方法により一般公開する。
- ・ 必要に応じ、検討委員会の提言素案を作成する。
- ・ 公開の場での意見表明を希望しない委員及び代理人の代理として、委員間の情報伝達手段として機能する。
- ・ 公正な議事進行を心がけ、また検討委員会の審議結果に関して不偏的である。
- ・ 上記の規定をすべて遵守することを保証する。上記の規約が遵守されていないと検討委員会が判断した場合は、検討委員会は別の第三者による運営を国土交通省に対して要請することができる。

第3条．議論進行および意思決定

検討委員会の目標は、委員が情報を共有し、改善方策について検討し、委員の全員一致に基づく提言を作成することである。各委員は、自ら納得できるだけでなく、すべての委員が納得できる提言を作成するため協力する。議論を進行する過程で、検討委員会は、議論を円滑に進行するため、個別の課題について暫定合意を決議することができる。ただし、暫定合意は作業を円滑に進めるための合意であり、提言には暫定合意と異なる内容が盛り込むことも可能とする。委員もしくはその代理人の欠席や文章による意志表示が無い場合は、反対しないことと等価であるとみなす。公正かつ効率的な議論を実現するため、会議に参加する者は、以下の運営細則に従わなければならない。

（運営細則）

- ・ 委員、代理人、傍聴者は司会の指示に従う。
- ・ 委員および代理人は、事前に定められた議題に関連した発言を行う。
- ・ 発言しようとする者は挙手によりその意思を示す。
- ・ 挙手の有無にかかわらず、司会が指示した者に発言権が与えられる。
- ・ 各委員および代理人は、会議の場にいるすべての委員、代理人が発言の機会を持てるよう最大限配慮する（必要に応じ、運営者の指示で発言時間に制約を設ける）。
- ・ 一度に一名だけが発言する。ある者が発言している間は、その他の委員、代理人、技術検討チームは前者の発言を遮らない。
- ・ 委員、代理人、運営者、技術検討チームを誹謗、中傷する発言は行わない。
- ・ 委員および代理人は、他の委員および代理人の意見を代弁しない。

各委員は、検討委員会に関する懸念や課題について、検討委員会の場以外であっても、運営者に対して直接個別に連絡を取り、相談することができる。個別相談の内容は、当該委員の承諾なき限り、運営者はいかなる者にも明らかにしない。

第4条．作業部会

必要に応じ、特定課題について集中的議論を行うための作業部会を設置する。各作業部会おける作業結果については運営者が全体会合の場で報告する。

第5条．傍聴

全体会合は一般公開の場で開催する。誰もが傍聴者として全体会合に参加することができる。作業部会は原則非公開とする。

傍聴者は以下の規定に従うこととする。

- ・ 委員及び検討委員会関係者とは別の場所に着席する。
- ・ 傍聴者が意見を述べるために別途設けられる時間以外は静粛にする。
- ・ 会場へ資料や物品などを持ち込んだり配布をしない。
- ・ 司会の許可なく、写真撮影、ビデオ撮影、録音を行わない（ここでいう傍聴者には報道機関を含む）。司会は必要に応じ、会議に出席している委員全員の承諾を得た上で、写真撮影、ビデオ撮影、録音の許可を与える。
- ・ 司会の指示に従う。司会は自らの判断で傍聴者に退場を命じることができる。

第6条．公表

検討委員会は一般公開で行う。検討委員会は、その議論の進捗について広報を行う。運営者は、検討委員会の広報を支援するために以下の役割を担う。

- ・ 広報の手段及び内容について案を作成し、検討委員会に諮る。
- ・ 会議の要約等、検討委員会が公表する資料類を希望者に対し配布する。
- ・ 検討委員会について情報提供を希望する者の名簿を作成し、会議の要約及び広報資料等を配布する。
- ・ 検討委員会に関するウェブサイトを設置し、公表資料を掲載する。

各委員及びその代理人は検討委員会以外の場において自らの意見を表明する自由を有する。しかし各委員は、検討委員会以外の場で、他の委員及び運営者の発言を引用しないこと、また他の委員及び運営者がどのような意見を持っているかについて発言しないこととする。

記者会見は開催しない。検討委員会の議論の進捗について報道機関に通知するため、運営者が広報資料の一部として、定期的に記者発表資料素案を作成することがある。運営者は、記者発表資料素案の内容について全委員の承諾を得た後、検討委員会名で記者発表資料を公表する。記者発表資料の配布については、国土交通省徳島河川国道事務所の協力を要請する。

第7条．会議の要約資料

運営者は、検討委員会及び作業部会において行われた議論の要約資料を作成する。要約資料には、議論された主な課題と、合意できた点、合意できなかった点についてそれぞれ、委員の氏名を挙げることなく記載される。各会議の後、要約資料の素案が、運営者から各委員に送付される。次回会議の冒頭で、追加および修正について運営者が確認した後、要約資料の承認が行なわれる。承認された要約資料は速やかに公開される。また、各会議の出席者名簿が会議の要約に必ず添付される。

以上